



## 質問

**管理組合決算書を過去に遡って修正をすることはできますか。**

(相談概要)

管理組合が負担することとなっている通信費について、通信業者が管理組合に請求していなかったことが確認されました。未請求期間は数年間に亘っており、管理組合の決算も終了していることから、決算書が誤った状況となっていますが、どのように対応したらいいでしょうか。



## 回答

過去の決算書に「重大」な間違いが発見された場合、過去に遡って決算書を修正することが必要と判断される場合は、過年に遡って修正する考え方があり、このことを「過年度遡及修正」といいます。

この場合の「重大」とは、金額的、質的要件から判断します。

1. 管理組合における「金額的重要性」から判断する場合

- (1) 損益への影響額又は累積的影響額が重要であるかどうかによる判断
- (2) 損益の趨勢に重要な影響を与えているかどうかによる判断
- (3) 財務諸表項目への影響が重要であるかどうかによる判断

等。

2. 管理組合における「質的重要性」から判断する場合

管理組合の運営上での環境、財務諸表項目の性質、又は誤謬が生じた原因などによる判断

等。

(出典：過年度遡及会計基準 35 参照)

本件については過年度分の未払通信費を管理組合に負担していただくことを協議し、上記に照らして判断し、修正が必要と判断された場合は、その当時の決算書の修正をすることになりますので、該当事業年度の決算報告及び監査報告をした当時の管理組合役員にも事情を説明し、理解を得たうえで対応することとなります。また、修正後の決算報告案等は、直近の定期総会（あるいは臨時総会を開催する）において承認を得ておくことも望まれます。

なお、修正する必要がないと判断した場合は、次回定期総会時の決算報告の次の議題で、過年度分の未払通信費を管理組合が負担することについて協議し、翌期で対応することになります。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。